

長野県犯罪被害者等支援条例について

人権・男女共同参画課

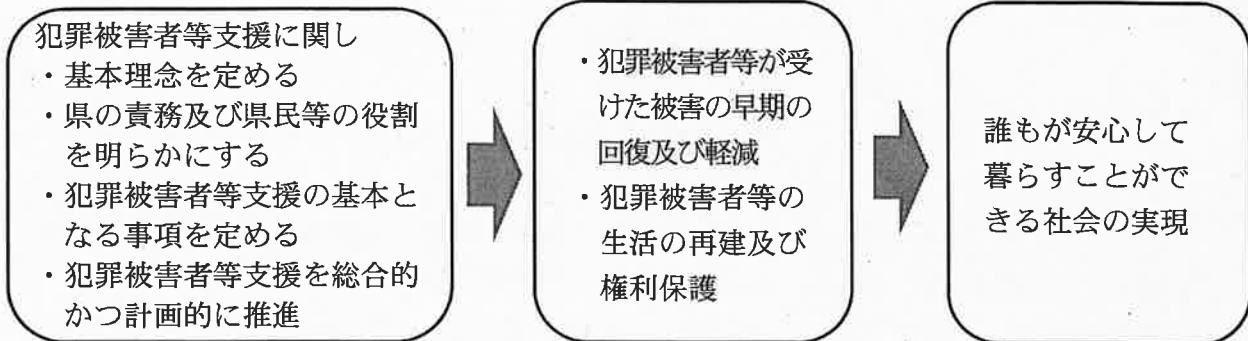
1 制定の趣旨

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法（H17年施行）等に基づき関係機関等と連携しながら取り組んできた。

しかし、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発するなど犯罪被害者等支援の重要性がますます高まるとともに、SNS等による誹謗中傷や周囲の者からの二次被害など、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面している。

犯罪被害者等が抱える課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、犯罪被害者等支援条例を制定し率先して取り組むものである。

2 目的



3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に途切れることなく提供されることを旨として行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携及び協力の下で行う。

4 責務及び役割

	対象者	内 容
責務	県	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施 ・市町村への必要な情報の提供、助言等
役割	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止に十分配慮 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解 ・二次被害の防止及び犯罪被害者等である従業員の就労への配慮、必要な支援の実施 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力
	民間支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策に協力

5 犯罪被害者等支援に関する計画

犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定める。

6 支援推進体制

- (1) 国、市町村、民間支援団体等と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
- (2) 犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生し、直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体等と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整備する。

7 基本的施策

項目	内 容
1 相談及び情報の提供等	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が直面する問題に対する相談対応、必要な情報の提供及び助言・犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保等
2 心身に受けた影響からの回復	<ul style="list-style-type: none">・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるために必要な施策・犯罪被害者等が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮
3 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の支援に関する情報の提供及び助言等
4 安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言等
5 居住の安定	<ul style="list-style-type: none">・県営住宅への入居における特別の配慮及び一時的な利用のための居住の提供等
6 雇用の安定	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発等
7 経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">・給付金の支給・経済的な助成に関する情報の提供及び助言等
8 損害賠償に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言等
9 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供等
10 県民の理解の増進	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性等についての広報、啓発、教育の充実等
11 学校における教育	<ul style="list-style-type: none">・学校の設置者等と連携して行う二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育等
12 民間支援団体に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等
13 人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施等

8 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

長野県犯罪被害者等支援推進計画の概要

人権・男女共同参画課

<趣旨等>

- 犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指すもの

<位置付け>

- 犯罪被害者等基本法及び長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

<被害者が置かれている状況> 被害者が抱える課題等

- 心身の不調 被害により、心身に様々な不調が現れ、育児・仕事などができなくなることがある。
- 経済的困窮 仕事の継続が困難になり、かつ医療費等の支出がかさみ、経済的困窮に陥ることがある。

- 二次被害 犯罪被害者等が置かれる状況などが知られておらず、周囲の者からの心無い言動や誹謗中傷に苦しむことがある。

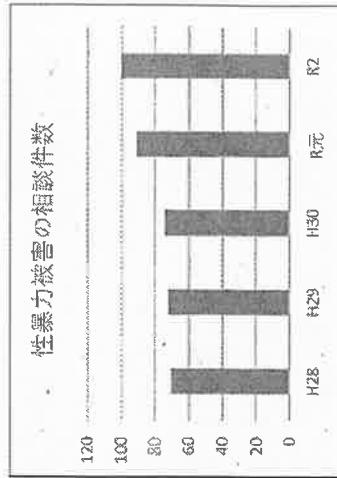
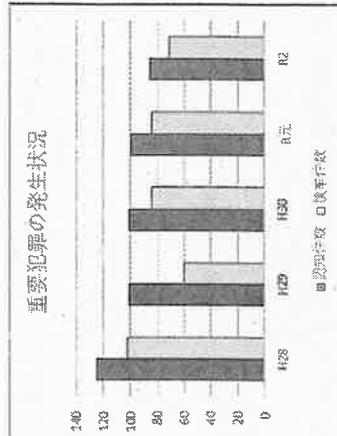
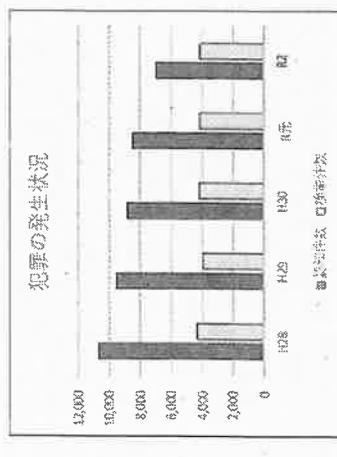
犯罪等の現状

- 県内の犯罪件数は、犯罪発生件数、重要犯罪発生件数、交通事故発生件数・死傷者数いずれも直近年では減少傾向にあるものの、性暴力被害、DV被害等の相談件数は増加傾向にある。

<計画期間>

- 令和4年度～8年度
(5年間)

- 計画期間内であっても、社会情勢等の変化等により必要に応じて見直しを実施



条例第3条の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げます

犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援

基本方針

途切れないと支援の迅速・公正な提供

関係機関同士の適切な連携・協力による支援

施 策 系

施策の柱

主な具体的施策

施策の柱 1 総合的な支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 支援体制の整備 (第9条) (2) 民間支援団体に対する支援 (第23条) (3) 人材の育成 (第24条) 	施策の柱 2 相談・情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談及び情報の提供等 (第12条) (2) 損害賠償請求に関する情報の提供 (第19条) (3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 (第20条) 	施策の柱 3 早期回復・生活再建に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 心身に受けた影響からの回復 (第13条) (2) 日常生活の支援 (第14条) (3) 安全の確保 (第15条) (4) 居住の安定 (第16条) (5) 雇用の安定 (第17条) (6) 経済的負担の軽減 (第18条) 	施策の柱 4 県民の理解の増進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 県民の理解の増進 (第21条) (2) 学校における教育 (第22条)